

## 書類の様式及び記載例

## 様式一覧

### 【放送の業務（ソフト）関係】

番号	名称	法令上の様式番号
<b>○業務の開始の届出</b>		
様式 1-1	地上一般放送業務開始届出書	放送法施行規則別表第四十の二号
<b>○業務の変更</b>		
様式 1-2	訂正又は取消しの放送に関する報告	—
様式 1-3	(有線/地上)一般放送業務開始届出書記載事項変更届	放送法施行規則別表第四十一号
様式 1-4	一般放送業務承継届出書	放送法施行規則別表第四十二号
<b>○業務の廃止</b>		
様式 1-5	一般放送の業務の廃止届出書	放送法施行規則別表第四十三号

### 【電気通信設備（ハード）関係】

#### ○電波法関係

番号	名称	法令上の様式番号
<b>○免許申請</b>		
様式 2-1	無線局免許（再免許）申請書	無線局免許手続規則別表第一号の二
様式 2-2	無線局事項書 ※別添 1（エリア放送の受信電界強度が 12dB $\mu$ V/m 以上となる範囲を示した地図）、別添 2（空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図）を含む。	無線局免許手続規則別表第二号第 2
様式 2-3	工事設計書	無線局免許手続規則別表第二号の二第 2
<b>○予備免許後</b>		
様式 2-4	無線従事者選（解）任届	—
様式 2-5	無線局工事落成届	—
様式 2-6	無線設備等の点検実施報告書	—
<b>○変更</b>		
様式 2-7	無線局変更申請書	—
様式 2-8	無線局免許承継申請書	無線局免許手続規則別表第三号
様式 2-9	無線局免許承継申請書	無線局免許手続規則別表第四号
<b>○廃止</b>		

様式 2-10	無線局廃止届	—
---------	--------	---

○有線電気通信法・電気通信事業法関係

番号	名称	法令上の様式番号
<b>○有線電気通信法関係</b>		
様式 3-1	有線電気通信設備設置届	有線電気通信法施行規則別紙様式第一
<b>○電気通信事業法関係（登録の場合）</b>		
様式 3-2	電気通信事業登録申請書	電気通信事業法施行規則様式第一
様式 3-3	欠格事由に関する誓約書	電気通信事業法施行規則様式第二
様式 3-4	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三
様式 3-5	提供する電気通信役務に関する書類	電気通信事業法施行規則様式第四
<b>○電気通信事業法関係（届出の場合）</b>		
様式 3-6	電気通信事業届出書	電気通信事業法施行規則様式第八
様式 3-7	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三
様式 3-8	提供する電気通信役務に関する書類	電気通信事業法施行規則様式第四

別表第四十の二号（第 141 条関係）

地上一般放送業務開始届出書

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

郵便番号 123-4567  
 住所 〇〇県〇〇市1-2-3  
 （ふりがな）

氏名 えり あほうそうかぶしきがいしゃ  
 エリア放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう しらじりようご  
 代表取締役社長 白地利用子 社長印

電話番号 12-3456-7890

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名		
	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇
	〇〇 〇〇〇		
一般放送の種類		エリア放送—テレビジョン放送	
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要		別紙に記載のとおり。	
使用する周波数		599.142857MHz (34ch)	
業務区域		地図に記載のとおり。	
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間	
	※届出者が、自身の番組編集のために定める基準を記載すること。	1日当たり	
		12.0 時間	
		主たる放送事項	
		観光情報 (〇〇温泉の案内等) イベント情報 (〇〇展示会の案内等)	
業務開始の予定期日		平成〇年〇月〇日	業務開始時の受信契約者の見込数
		—	

注 1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注 2 一般放送の種類欄には、第 142 条に掲げる一般放送の種類を記載すること。  
 (記載例)

一般放送の種類	エリア放送—テレビジョン放送
---------	----------------

注 3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号の 3 に規定す

る地上一般放送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

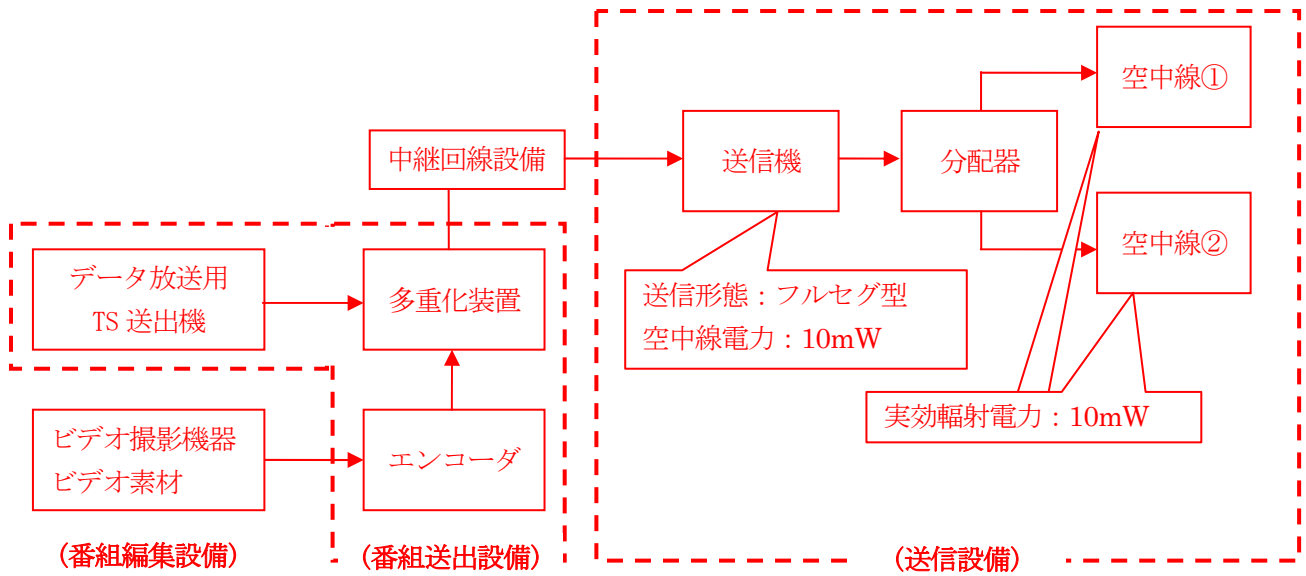
注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙（一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要）

【記載例】



設置場所： ○○会館  
(○○市4-5-6)

エリア放送株式会社  
(○○市1-2-3)

○○市役所屋上  
(○○市7-8-9)

← エリア放送株式会社（届出者）設置 → ← ○○株式会社設置 →

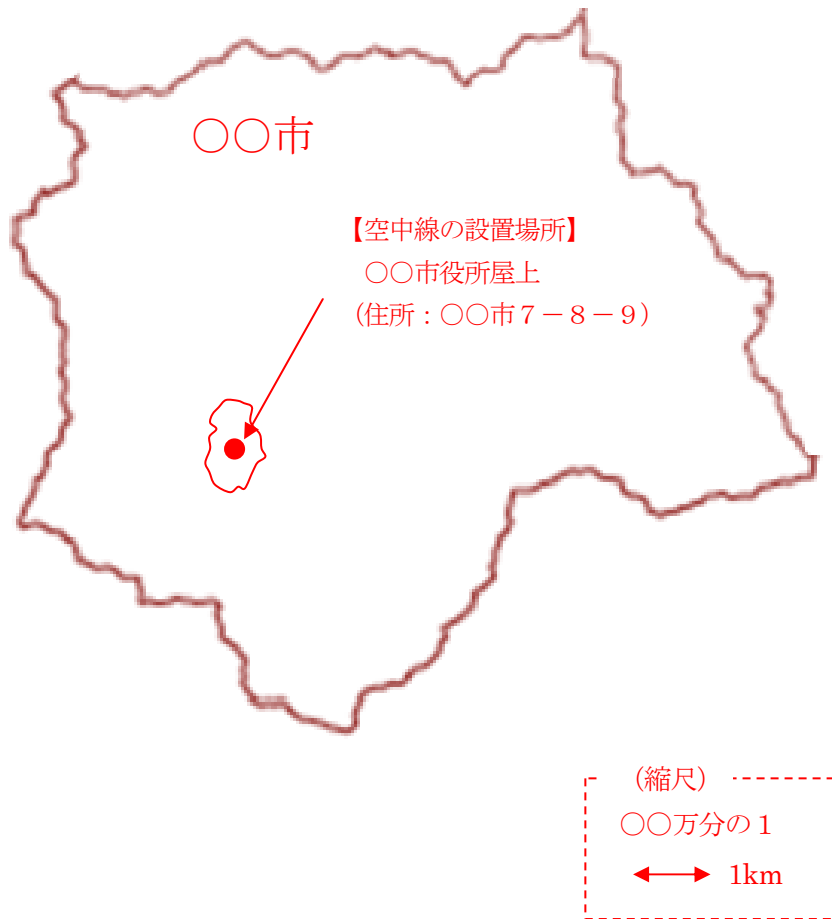
(記載にあたっての留意点)

- ※1 地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記すること。
- ※2 各設備の設置場所、設置する者が分かるように記載すること。

## 別添（業務区域）

### 【記載例】

業務区域は、〇〇市の〇〇駅周辺。



### (記載にあたっての留意点)

- ※1 業務区域として、エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が  $55\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$  以上の範囲を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。
- ※2 無線設備（空中線）の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

平成○年○月○日

総 務 大 臣 殿

○○市○○町○○-○○

○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○○ 印

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第7条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

【記載方法等】

- (1) 放送法第9条第1項による訂正又は取消しの放送を行った場合に報告願います。
- (2) 2部（別紙様式を含む。）提出してください。



※様式例

《別紙様式1》 年度報告用（4月5日までに提出）

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

平成○年度

請求件数	件
請求に対して措置（訂正放送）を行った件数	件

※報告する案件がない場合も「0件」としてご報告願います。

《別紙様式2》 措置の都度提出用（随時提出用）

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年月日	

【記載方法等】

- （1）報告の対象は、放送法第9条第1項に基づく請求があった場合のみです。
- （2）発生の都度、可及的速やかに電話等で管轄の総合通信局へ一報、その後、本様式例を参考にして報告事項をまとめ、メール又はFAX等により報告願います。
- （3）請求が2件以上の場合は、それぞれ作成し提出してください。

別表第四十一号 (第 144 条関係)

~~有線~~ 地上 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

年 月 日付けの~~有線~~地上一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更

するので、放送法第 133 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注 1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

注 2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注 3 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注 4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

## 一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住所  
(ふりがな)  
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)  
電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第 134 条第 2 項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無（登録一般放送事業者に限る。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

注 1 放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無の欄は、法第 128 条第 1 号から第 5 号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注 2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注 3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注 4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注 5 別表第 33 号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地。)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。)

記名押印又は署名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理 由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
業 務 区 域	
廃止年月日	

注 1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、たとえば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

無線局 免許 申請書  
~~再免許~~

年 月 日  
※申請年月日を記載

〇〇総合通信局長 殿

申請者 ※本店又は主たる事務所の所在地を記載

住所

氏 名

印

代表者氏名

※代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、  
当該代理人の住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

	収入印紙ちよう付欄	

を開設したいので、電波法第6条  
下記の無線局 の規定により別紙の書類を添えて申請します。  
~~の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条~~

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
※無線局の種別は、「地上一 般放送局」と記載	※記載を要しない	※記載を要しない	※記載を要しない	※免許申請手数料を記載 (参考) 1W以下：3,550円

申請に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

※用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

~~免 許~~  
無線局 申請書  
再 免 許

年 月 日  
※申請年月日を記載

〇〇総合通信局長 殿

申 請 者 ※本店又は主たる事務所の所在地を記載

住 所

氏 名

印

代表者氏名

※代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、  
当該代理人の住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

	収入印紙ちよう付欄	

~~を開設したいので、電波法第6条~~  
下記の無線局 の規定により別紙の書類を添えて申請します。  
の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
※無線局の種別は、「地上一 般放送局」と記載	※現に免許を受けている 無線局に指定されている 識別信号を記載すること	※現に免許を受けている無 線局の免許の番号を記載す ること	※現に免許を受けている無 線局の免許の年月日を記載 すること	※免許申請手数料を記載 (参考) 1W以下：1,950円

申請に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

※用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線局事項書

1 申請(届出)の区分		<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許 <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		2 無線局の種類コード		3 免許の番号		※開設の場合は記載不要		4 無線局の数		5 欠格事由		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※記載不要	
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		※開設の場合、「継続開設又は変更」の文字を抹消し、開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。										8 希望する運用許容時間		※「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は記載不要。	
7 申請(届出)者名等	法人団体 個人の別	法人又		フリガナ		①申請者が法人の場合：その名称 ②団体の場合：その名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。		9 工事落成の予定期日		<input type="checkbox"/> 日付指定：____年____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日の日		10 免許の年月日		※開設の場合は記載不要	
		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		コード [ ]		○○株式会社		11 免許の有効期間		※開設の場合は記載不要		12 希望する免許の有効期間		期間を限定して運用する場合は、運用を終了する予定の日を記載すること。	
	個人又は代表者名		姓		フリガナ		名		フリガナ		13 最初の免許の年月日		※開設の場合は記載不要		
	住所		フリガナ		都道府県-市区町村コード [ ]		日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。(不明の場合は記載は不要) ※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。		14 運用開始の予定期日		<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____年____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日以内の日		15 無線局の目的コード		(ハード・ソフト一致の場合) ABC (ハード・ソフト分離の場合) CCA (ハード・ソフト一致と分離の場合) BAC
郵便番号		(例) 123 - 4567		電話番号		(例) 012-345-6789		16 通信事項コード		ABC		17 通信の相手方		(ハード・ソフト一致の場合) 免許人が行うエリア放送を受信するための設備 (ハード・ソフト分離の場合) 免許人以外の者が行うエリア放送を受信するための設備	
18 識別信号		・免許の申請の場合、希望する識別信号(呼出符号及び呼出名称)があれば記載のこと(なければ記載不要)。なお、識別信号の指定基準は、電波法関係審査基準別表3において規定されています。 ・呼出名称の例：JOXZ3NA-AREA ・呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したものを。										19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		・希望する周波数は、チャンネルスペースマップ(エリア放送参加マニュアル別添)に記載のある周波数を参考にして選択すること。 ・最大実効輻射電力を併せて記載すること。	

新規で免許申請を行う場合、「開設」の□レ印を付けること

地上一般放送局の「BG」と記入。

電波法第5条の欠格事由の有無について、該当の□にレ印を付けること。

			20 無線局の区別	※17欄の名称を記載	※整理番号	※記載不要	
21	無線設備の □設置場所 又は □常置場所	設置場所番号	設置場所の 区別コード	住所			
		(例) 1	T	フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]	〇〇ケン〇〇シ〇〇1-2-3 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3		
		(例) 2	S	フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]	〇〇ケン〇〇シ〇〇4-5-6 〇〇県〇〇市××4-5-6		
				フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]			
				フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]			
				フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]			
				フリガナ 都道府県－市区町村コード [ ]			
		フリガナ	送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コード（送信所：T、受信所：R、送受信所：W、演奏所：S）を記載し、それぞれの設置場所（「〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。				
		船舶又は航空機名					主たる停泊港又は定置場
22 移動範囲	基本コード [ ] 付加コード [ ]						
	基本コード [ ] 付加コード [ ]						
	基本コード [ ] 付加コード [ ]						
23	□船舶又は□航空機の所有者(設置場所又は常置場所とする場合)		□ 免許人 □その他 ( )				
24 備考	(記載例) エリア放送の業務区域は別添のとおり。 また、1. 地上デジタル放送の受信設備への混信や障害を与えないことの確認結果、 2. 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うことを証する資料 については別添のとおり。			例のように記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図、干渉の確認のための電界強度12dBμV/mの範囲を示した図、ブースター障害の確認結果、運用調整連絡会への加入申請書又は加入証明書の写し等を添付すること。			



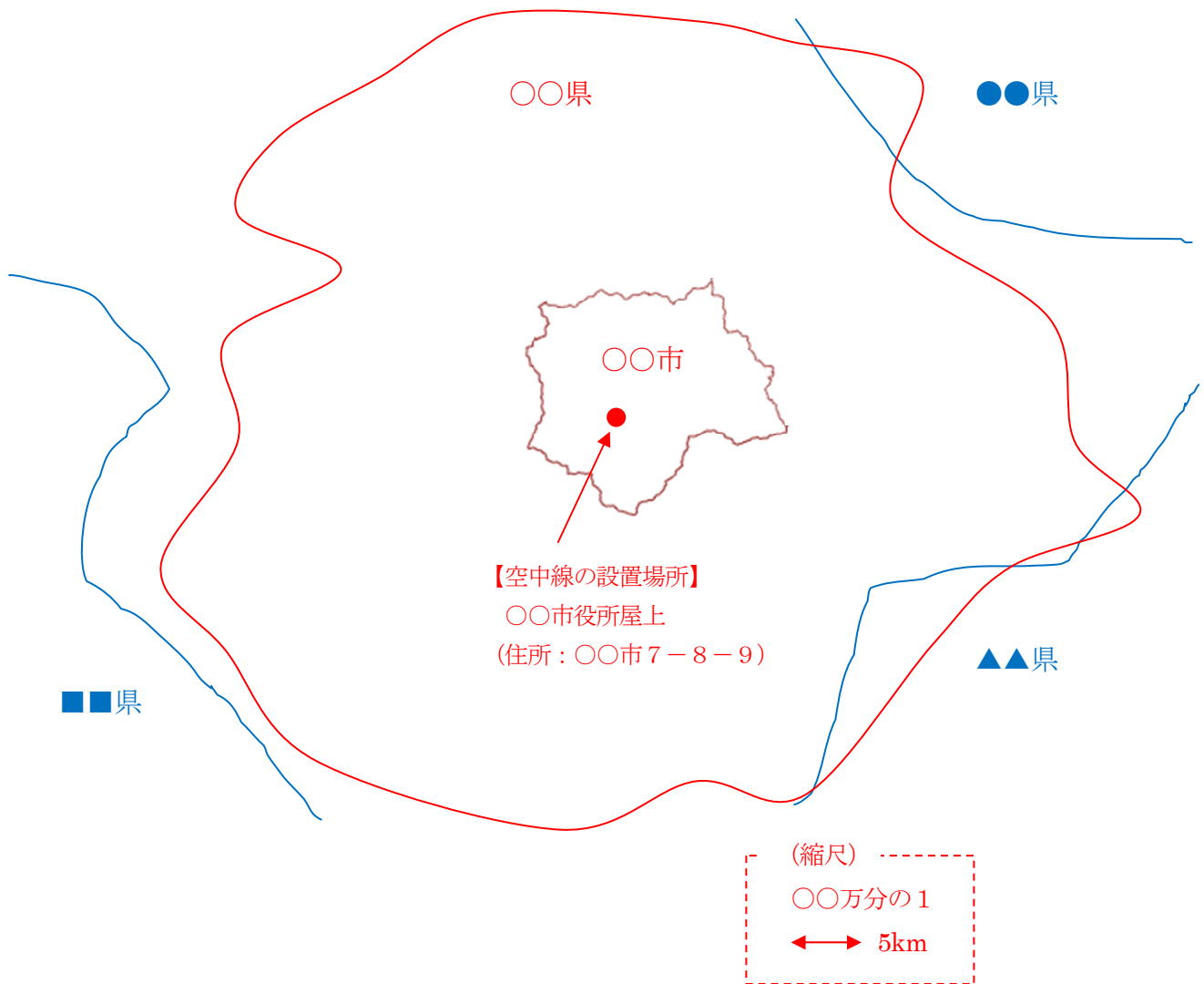
25 無線局の区別		※ 整理番号	
-----------	--	--------	--

伝搬障害防止区域の指定	26	空中線系番号			
		電波伝搬路の地上高	<input type="checkbox"/> 電波伝搬路の地上高の一部又は全部が45m以上	添付図面	<input type="checkbox"/> 回線見通し図
		他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由			
		補足事項			

別添1 (エリア放送の受信電界強度が  $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$  以上となる範囲を示した地図)

【記載例】

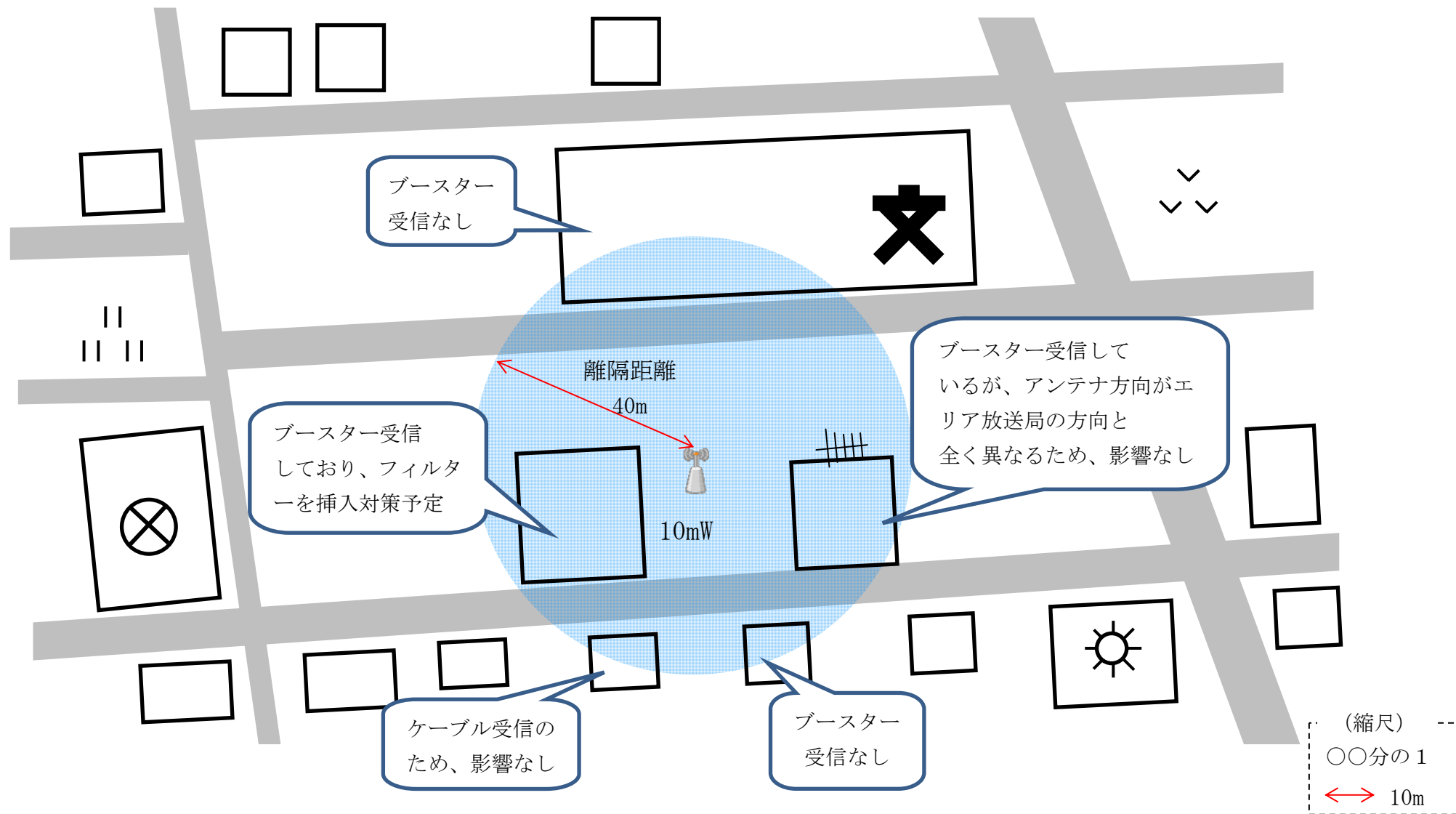
〇〇県〇〇市周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が  $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$  以上の範囲を地図上に記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

別添2 (空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図)



エリア放送局の場所と離隔距離の範囲を示し、離隔距離の範囲内のすべての世帯について、ブースターによる受信世帯がないこと、またはある場合でも、エリア放送の影響を受けないことを調査し、その結果を記載すること。  
 また、地デジ受信状況の調査方法については、詳細に記載すること。  
 例)・○月×日に各世帯を直接訪問し、ブースター機器、受信空中線系等を確認した上で、特性を評価(詳細は添付)。  
 ・問題のある受信世帯についてはフィルターを設置予定。

# 工事設計書 様式 2-3

1 無線局の区別		○○○エリアほうそう 1 局分)		※ 整理番号																
2 装置の区別 番号	3 通信方式 コード	6 送信機								8 予備電源										
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	定格出力 (W)	低下させる方法コード	低下後の出力 (W)	変調方式コード	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無								
第 装置	MX1N	5M70X7W 470MHzから710MHzまでの1波	0.01			OFDM	(株)○○	AB12345		xxxxxxxxxx	ZZ-123	9 設置場所 番号								
	4 通信路数	1ch										xxxxxx								
予備送信装置	5 ATIS番号 又は船舶等 識別番号	7 受信機																		
<input type="checkbox"/>		製造者名			検定番号又は名称			製造番号		通過帯域幅		雑音指数 (dB)								
10 空中線系番号	11 空中線								12 給電線等						13 発射する周波数等	14 受信する周波数				
	空中線型式等				海拔高 (m)	地上高 (m)	利得 (dBi)	指向方向 (度)	口径 (m)	水平面の主輻射の角度の幅 (度)	空中線の位置		給電線損失				共用器損失		その他損失	
	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード							経度	緯度	送信 (dB)	受信 (dB)			送信 (dB)	受信 (dB)	送信 (dB)	受信 (dB)
( 送信 )	T	TI		V	5.6	3.8	x.x			139.xx.x x	35.xx. xx	x.x								
( )																				
( )																				
15 空中線系に関するその他の事項																				
<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">           空中線系の番号ごとに構成の詳細を添付図面に記載すること。            図、プースター障害の確認結果等を添付すること。         </div>																				

16 附属装置				19 備考							
コード	記載部										
17 その他の工事設計				18 添付図面				無線設備の構成について、詳細を別添に記載			
<input checked="" type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				<input checked="" type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図				電源設備の構成について、詳細を別添に記載			

				20 無線局の区別	〇〇〇エリアほうそう ( 1 局分)	※ 整理番号	
21 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項	
		5M70X7W	599.142857MHz (34ch)	0.01W	最大ERP0.01W		

無線従事者選（解）任届

平成〇年〇月〇日

〇〇総合通信局長 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇〇 印

無線従事者を下記のとおり選（解）任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等	地上一般放送局（エリア放送）
免許番号	〇〇第〇〇〇〇号
呼出符号	〇〇〇（例：JOXZ3NA-AREA）
呼出名称	〇〇〇（例：呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名（必要があると認められる場合に限る。）の次に「エリアほうそう」の文字を付したものを。）
無線設備の設置場所	送信所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇何内 演奏所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇何内

フリ 氏	ガナ 名	資 格	免許証の番号	選（解）任年月日	業 務 経 歴

## 無線局工事落成届

平成〇年〇月〇日

収入印紙  
を貼付

〇〇総合通信局長 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で予備免許された地上一般放送局の工事は下記のとおり落成したので、電波法第10条の規定により届け出ます。

## 記

- 1 工事落成期限 平成〇年〇月〇日
- 2 工事落成年月日 平成〇年〇月〇日

無線局の種別	呼出符号及び呼出名称	備 考
地上一般放送局 (エリア放送)	呼出符号 〇〇〇 (例: JOXZ3NA-AREA) 呼出名称 〇〇〇 (申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。)	※空中線電力及び落成後の 検査手数料額を記載

## 無線設備等の点検実施報告書

平成○年○月○日

○○総合通信局長 殿

免許人（予備免許を受けたものを含む。）  
の氏名又は名称（氏名を自筆で記入した  
ときは、押印を省略できる。）

印

第10条第2項

私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法第18条第2項の規  
第73条第4項

定により登録点検結果通知書を添えて提出します。

点検年月日	平成○年○月○日	無線局の種別	地上一般放送局
免許の番号	○○第○○○○号	識別信号	呼出符号及び呼出 名称

点検を行った場所	
登録点検事業者名	
備考	

## 【記載方法等】

- (1) 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- (2) 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
- (3) 呼出符号の例：JOXZ3NA-AREA
- (4) 呼出名称は、申請者の名称、略称又は設置場所の地名（必要があると認められる場合に限る。）の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。

※電波法第10条第2項（落成後の検査）、第18条第2項（変更検査）、第73条第3項（定期検査）



# 無線局変更申請書

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

申請者	住所	
	氏名	
	代表者氏名	印
代理人	住所	
	氏名	
	代表者氏名	印

当社所属無線局の下記事項（〇印を付した事項）を変更 したい した ので、別紙の書類を添えて 申請します。 届け出ます。

記

申請事項	局種	局名
項目（根拠条項）		
1 無線局の目的（法第17条第1項）		
2 通信の相手方（法第17条第1項）		
3 通信事項（法第17条第1項）		
4 無線設備の設置場所（法第17条第1項）		
5 無線設備の変更工事（法第17条第1項）		
6 指定事項（法第19条）		
7 免許状の訂正（法第21条）		

申請に関する連絡責任者	住所	所属
	氏名	電話番号
	電子メールアドレス	

注 添付する必要がある別紙の書類は、無線局事項書、工事設計書等ですが、申請又は届出内容により異なります。無線局免許手続規則で規定されていますが、不明な場合は、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。<sup>65</sup>

## 無線局免許承継申請書

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

申請者 住所 (注1)  
(ふりがな)  
氏名 (注2)  
(ふりがな)  
代表者氏名

代理人 住所  
(ふりがな)  
氏名  
(ふりがな)  
代表者氏名

㊞ ㊞  
(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

電波法第二十条第二項（又は第八項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

## 1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 氏名 (注3)	住所 (注1)	(ふりがな) 代表者氏名 (注4)

## 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所  
(ふりがな)  
商号又は名称  
(ふりがな)  
代表者氏名

## 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

平成 年 月 日

## 4 合併又は分割の理由

〇〇〇のため

## 5 免許人（又は予備免許を受けた者）の地位の承継を必要とする理由

〇〇〇のため

## 6 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許人（又は予備免許を受けた者）の商号（又は名称）	免許の有効期間
				平成 年 月 日

## 7 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

## 8 添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

## ～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
  - 免許人たる法人が合併する場合であって、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
  - 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。
2. 申請許可後の手続き
  - 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。
3. 免許承継をとまなわない法人合併等における免許人名の変更
  - 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該当します。この場合には変更申請を行ってください。

## ～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。

## 無線局免許承継申請書

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

申請者	住所(注1) (ふりがな) 氏名(注2) (ふりがな) 代表者氏名	⑩	代理人	住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 代表者氏名	⑩
-----	---	---	-----	---------------------------------------	---

(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

電波法第二十条第三項（又は第八項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

## 1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)

## 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

平成 年 月 日

## 3 事業の譲受けの理由

〇〇〇のため

## 4 免許人（又は予備免許を受けた者）の地位の承継を必要とする理由

〇〇〇のため

## 5 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許の番号（又は予備免許の番号）	免許の有効期間 平成 年 月 日

## 6 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

## 7 添付資料

- ・事業の譲渡に関する契約書の写し
- ・譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為
- ・譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

## ～ 申請前にご確認ください ～

### 1. 電波法第二十条第三項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。

- 免許人が無線局をその用に供する事業の全部を譲渡する場合であって、譲受人に免許を承継する場合。なお、この場合の免許人とは法人に限定しません。

### 2. 申請時期

- 申請は事業譲渡の完了前に行ってください。  
なお、譲渡がすでに完了している場合は新たな免許申請が必要となります。

### 3. 申請許可後の手続き

- 譲渡の日となりましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

## ～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

平成〇年〇月〇日

〇〇総合通信局長 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては、その代表者の氏名)

無 線 局 廃 止 届

標記について、電波法第 2 2 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止する年月日 平成〇年〇月〇日
- 2 無線局の種別 地上一般放送局
- 3 免許の番号 〇〇第〇〇〇〇号
- 4 免許の年月日 平成〇年〇月〇日
- 5 識別信号 呼出符号 及び 呼出名称

【記載方法等】

- ・廃止を検討する場合は事前に管轄の総合通信局へご相談ください。
- ・呼出符号の例：JOXZ3NA-AREA
- ・呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名（必要があると認められる場合に限る。）の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。

別紙様式第一

## 有線電気通信設備設置届

平成 年 月 日  
(届出年月日を記入)

総務大臣 殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあつては、本店又は主たる事務所の  
所在地)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者  
の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、  
別添の書類を添えて届け出ます。

- 注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 法第 3 条第 2 項各号に掲げる有線電気通信設備（共同設置、相互接続、他人使用）に該当しない有線電気通信設備及び第 2 条に掲げる有線電気通信設備（通常設備）にあつては、「及び第 2 項」の文字を抹消すること。

事 項 書

1 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)

注 機械の種類ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路経路図のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係

設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
付近の他の施設							
電線			m	m			
強電流電線	低圧	m ( )	( )	( )	m	m	
	高圧	( )	( )	( )			
	特別高圧	( )	( )	( )			
建造物							

注 1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の( )内に記入すること。また、「備考」欄には注 1の要領で記入すること。



イ 道路等との関係

設備 関係 付近の 他の施設	架空電線	備考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		
その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	( )		

注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 ( )内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
	W又はdBm		

注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD(1.5μm)」、「LED(0.85μm)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル(光ファイバ)」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。



備考1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設備	省略することができる事項	備考
構内等設備	3(2)	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備(共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。)又は他人使用の設備(相互接続の設備を除く。)に限る。
法第3条第4項第3号(適用除外)に掲げる者が設置するもの	3(3) 4(1)アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」	
第6条第6号に掲げる者(電源開発株)が設置するもの	4(1)イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」	
電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの(自家用電気工作物の用に供するものに限る。)	4(1)ウのうち「台数」及び「備考」	
	4(2)アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」	
	4(2)イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」	
	4(3) 4(4)	
有線放送電話に関する法律第3条の規定による許可の申請書が有線放送電話規則の規定するところに従つて提出された有線電気通信設備を用いて有線放送電話業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
有線テレビジョン放送法第3条第2項の規定による許可の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて有線テレビジョン放送の業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
電気通信役務利用放送法第3条第2項の規定による登録の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて電気通信役務利用放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の登録の申請書に記載された事項に係るもの	

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

## 様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

## 電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記  
載することとし、代表者が自筆で記入したと  
きは、押印を省略できる。) 印  
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担  
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を  
記載すること。)

電気通信事業法第 9 条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

## 1 業務区域

注 1 下記(1)の事項を記載すること。

- 2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
- 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)
- 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)

## (1) 提供区域

注 1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域 (いわゆるサービスエリア) を記載すること。

- 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 国際電気通信役務を提供する場合 (本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。) にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

## (2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

## (3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

- 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

## 2 電気通信設備の概要

### (1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

### (2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

6 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

### 3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 2 (第 4 条第 2 項、第 10 条第 4 項、第 11 条第 5 項第 7 号、第 40 条の 9 第 3 項第 9 号、第 40 条の 18 第 1 項第 4 号、第 40 条の 18 第 2 項第 6 号、第 40 条の 18 第 3 項第 10 号関係)

## 誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録 (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで (及び) (第 118 条第 1 号から第 3 号まで) に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第3（第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

### ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 4 (第 4 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 2 項、第 60 条の 2 第 2 号関係)

## 提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMC サービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	F T T H アクセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	D S L アクセスサービス	
13	F W A アクセスサービス	
14	C A T V アクセスサービス	
15	携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
16	携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	
17	三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリレーサービス	
20	A T M 交換サービス	
21	公衆無線 L A N アクセスサービス	
22	B W A アクセスサービス	
23	I P - V P N サービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合 <sup>0</sup>



## (記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注6 注5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の変換については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記  
載することとし、代表者が自筆で記入したと  
きは、押印を省略できる。) 印  
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担  
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を  
記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 16 5 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次  
のとおり届け出ます。

1 業務区域

注 1 下記(1)の事項を記載すること。

- 2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
- 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記  
載すること (ただし、2 により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)
- 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務につ  
いて特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事  
項を記載すること (ただし、2 により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を  
要しない。)

(1) 提供区域

- 注 1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域 (い  
わゆるサービスエリア) を記載すること。
- 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
  - 3 国際電気通信役務を提供する場合 (本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他  
人の通信の用に供する場合に限る。) にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を  
併せて記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は  
当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務  
区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

- 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を  
業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。

3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

5 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3（第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

### ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 4 (第 4 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 2 項、第 60 条の 2 第 2 号関係)

## 提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMC サービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	F T T H アクセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	D S L アクセスサービス	
13	F W A アクセスサービス	
14	C A T V アクセスサービス	
15	携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
16	携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	
17	三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリレーサービス	
20	A T M 交換サービス	
21	公衆無線 L A N アクセスサービス	
22	B W A アクセスサービス	
23	I P - V P N サービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
29	上記 1 から 28 までに掲げる電気通信役務以外の <sup>85</sup> 電気通信役務	

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注6 注5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の変換については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。